

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成17年12月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第2項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「，下京中学校教育企画推進室長」を加え，同条第15項中「工業高校改革推進室長」を「下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長」に改める。

別表課長(体育健康教室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習課長等を除く。)，教育環境整備室長，京都御池中学校・複合施設建設室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センターや京区統合中学校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，新中央図書館建設構想推進室長，右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。)の館長の項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「，下京中学校教育企画推進室長」を加える。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)